

(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	2,146,700	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ
合計	2,146,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 349,399千円

(他会計からの補助金)

第10条 低所得者公共下水道使用料減額事業、下水道事業費用及び資本的支出に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,068,586千円である。

宇治市告示第38号

議決予算の公表について

令和5年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年4月28日

宇治市長 松村 淳子

令和4年度宇治市一般会計補正予算(第9号)

令和4年度宇治市の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,224,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
16.国庫支出金		17,735,509	19,650	17,755,159
	2.国庫補助金	5,996,539	19,650	6,016,189
21.繰越金		653,629	4,850	658,479
	1.繰越金	653,629	4,850	658,479
23.市債		4,792,000	12,100	4,804,100
	1.市債	4,792,000	12,100	4,804,100
歳入合計		72,187,408	36,600	72,224,008

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
8.土木費		6,144,941	36,600	6,181,541
	2.道路橋梁費	1,551,060	27,000	1,578,060
	4.都市計画費	2,979,513	9,600	2,989,113
歳出合計		72,187,408	36,600	72,224,008

第2表 繰越明許費補正

1. 追加 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋梁費	宇治白川線道路改良事業	27,000
	4. 都市計画費	(仮) 未来につなぐ都市づくりプラン策定事業	10,200

第3表 地方債補正

1. 変更 (単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
道路整備事業債	781,400	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに計算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	793,500	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による

令和4年度宇治市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度宇治市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ992,195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,216,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
12. 地方交付税		8,610,000	400,000	9,010,000
	1. 地方交付税	8,610,000	400,000	9,010,000
16. 国庫支出金		17,755,159	204,867	17,960,026
	1. 国庫負担金	11,685,755	165,500	11,851,255
	2. 国庫補助金	6,016,189	39,367	6,055,556
17. 府支出金		5,942,407	54,734	5,997,141
	1. 府負担金	3,846,106	88,134	3,934,240

	2. 府補助金	1,683,619	△33,400	1,650,219
19. 寄付金		250,000	7,285	257,285
	1. 寄付金	250,000	7,285	257,285
20. 繰入金		776,673	3	776,676
	1. 特別会計繰入金	0	3	3
21. 繰越金		658,479	31,206	689,685
	1. 繰越金	658,479	31,206	689,685
22. 諸収入		2,639,752	△10,000	2,629,752
	4. 受託事業収入	44,672	△10,000	34,672
23. 市債		4,804,100	304,100	5,108,200
	1. 市債	4,804,100	304,100	5,108,200
歳入合計		72,224,008	992,195	73,216,203

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 議会費		469,413	△3,151	466,262
	1. 議会費	469,413	△3,151	466,262
2. 総務費		8,397,652	578,475	8,976,127
	1. 総務管理費	6,913,923	602,707	7,516,630
	2. 徴税費	832,076	△8,452	823,624
	3. 戸籍住民基本台帳費	434,346	△4,589	429,757
	6. 監査委員費	49,735	△11,191	38,544
3. 民生費		33,668,842	211,832	33,880,674
	1. 社会福祉費	16,642,384	242,907	16,885,291
	2. 児童福祉費	12,006,375	△10,822	11,995,553
	3. 生活保護費	5,013,483	△20,253	4,993,230
4. 衛生費		7,108,151	△150,650	6,957,501
	1. 保健衛生費	4,189,089	△90,256	4,098,833
	2. 清掃費	2,919,062	△60,394	2,858,668
5. 労働費		44,498	948	45,446
	1. 労働諸費	44,498	948	45,446
6. 農林水産業費		383,715	△9,745	373,970
	1. 農業費	285,031	△5,989	279,042
	2. 林業費	97,378	△3,756	93,622
7. 商工費		2,275,838	△20,000	2,255,838
	1. 商工費	2,275,838	△20,000	2,255,838

8. 土木費		6,181,541	2,126	6,183,667
	1. 土木管理費	578,552	△7,263	571,289
	2. 道路橋梁費	1,578,060	△12,123	1,565,937
	3. 河川費	390,325	6,187	396,512
	4. 都市計画費	2,989,113	15,325	3,004,438
9. 消防費		2,251,960	16,605	2,268,565
	1. 消防費	2,251,960	16,605	2,268,565
10. 教育費		5,530,923	365,755	5,896,678
	1. 教育総務費	1,075,905	9,715	1,085,620
	2. 小学校費	1,982,604	75,548	2,058,152
	3. 中学校費	641,426	337,024	978,450
	4. 幼稚園費	811,171	△29,895	781,276
	5. 社会教育費	1,019,817	△26,637	993,180
歳出合計		72,224,008	992,195	73,216,203

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	J R六地蔵駅改築事業	102,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	感染防止用資材等整備事業	43,200
		水道事業会計出資金	136,700
6. 農林水産業費	1. 農業費	肥料価格高騰対策事業	17,000
		農道・ため池・農業用施設維持管理事業(承水溝3号)	6,400
8. 土木費	1. 土木管理費	耐震診断・耐震改修推進事業	2,000
		地籍調査事業	7,128
	2. 道路橋梁費	一般道路改良事業(宇治五ヶ庄線・木幡46号線)	40,800
		辺地整備事業(平出中畑線)	28,300
	3. 河川費	排水路改良事業(半白調整池・槇島0号)	20,000
	4. 都市計画費	景観計画策定事業	1,900

		六地藏地区道路整備事業	37,800
		黄檗公園プール改修事業(空調設備)	24,000
	5. 住宅費	ウトロ地区住環境改善事業(南山蔭田線)	25,500
10. 教育費	3. 中学校費	中学校長寿命化事業	355,700
	5. 社会教育費	源氏物語ミュージアム改修事業(空調設備)	150,000

2. 変更 (単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋梁費	宇治白川線道路改良事業	27,000	宇治白川線道路改良事業	31,600

第3表 地方債補正

1. 変更 (単位 千円)

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
社会福祉施設整備事業債	18,700	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	15,200	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
清掃施設整備事業債	20,800	同上	同上	同上	同上	2,100	同上	同上	同上	同上
商工施設整備事業債	53,200	〃	〃	〃	〃	48,700	〃	〃	〃	〃
公園整備事業債	112,800	〃	〃	〃	〃	134,400	〃	〃	〃	〃
中学校施設整備事業債	51,000	〃	〃	〃	〃	358,200	〃	〃	〃	〃
総合野外活動センター整備事業債	54,400	〃	〃	〃	〃	56,400	〃	〃	〃	〃

令和4年度宇治市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

令和4年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,491千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,513,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4.府 支 出 金		13,425,754	100,000	13,525,754
	1.府 補 助 金	13,425,754	100,000	13,525,754
6.繰 入 金		1,561,334	△7,817	1,553,517
	1.一 般 会 計 繰 入 金	1,460,276	△7,817	1,452,459
7.繰 越 金		0	40,308	40,308
	1.繰 越 金	0	40,308	40,308
歳 入 合 計		18,381,000	132,491	18,513,491

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1.総 務 費		244,071	△7,817	236,254
	1.総 務 管 理 費	217,767	△7,817	209,950
2.保 険 給 付 費		13,321,222	100,000	13,421,222
	1.療 養 諸 費	11,454,594	100,000	11,554,594
5.基 金 積 立 金		53	40,308	40,361
	1.基 金 積 立 金	53	40,308	40,361
歳 出 合 計		18,381,000	132,491	18,513,491

令和4年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）

令和4年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,144千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,435,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1.後期高齢者医療保険料		2,621,711	21,570	2,643,281
	1.後期高齢者医療保険料	2,621,711	21,570	2,643,281
3.繰 入 金		690,777	7,179	697,956

	1. 一 般 会 計 繰 入 金	690,777	7,179	697,956
4. 繰 越 金		0	6,395	6,395
	1. 繰 越 金	0	6,395	6,395
歳 入 合 計		3,400,000	35,144	3,435,144

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		3,199,379	35,141	3,234,520
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	3,199,379	35,141	3,234,520
4. 諸 支 出 金		7,501	3	7,504
	2. 繰 出 金	0	3	3
歳 出 合 計		3,400,000	35,144	3,435,144

令和4年度宇治市介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）

令和4年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204,036千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,324,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
7. 繰 入 金		2,903,126	△6,100	2,897,026
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,670,131	△6,100	2,664,031
8. 繰 越 金		215,364	210,136	425,500
	1. 繰 越 金	215,364	210,136	425,500
歳 入 合 計		17,120,364	204,036	17,324,400

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1. 総 務 費		337,002	△6,100	330,902
	1. 総 務 管 理 費	186,709	△6,100	180,609
4. 基 金 積 立 金		6,752	210,136	216,888
	1. 基 金 積 立 金	6,752	210,136	216,888
歳 出 合 計		17,120,364	204,036	17,324,400